

## 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、厚生労働省健康局結核感染症課長から本会会長あて、平成23年5月20日付け健感発0520第2号により、東日本大震災の発生に伴い、犬の狂犬病予防注射の接種時期の特例措置を定めた、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第63号）が、平成23年5月20日付けで公布、同日施行（ただし、改正後の附則第2項の規定中第11条第2項に係る部分は、平成23年3月11日から適用）されたことを受け、本会あてに、狂犬病予防業務の推進について連携方、協力とともに、本会会員への周知が求められ、次のとおり各地方獣医師会に通知した。

23日獣発第65号  
平成23年5月25日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について

このことについて、平成23年5月20日付け健感発0520第2号をもって、厚生労働省健康局結核・感染症課長から別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知の内容は、東日本大震災の発生に伴い、下記を内容とする犬の狂犬病予防注射の接種時期の特例措置を定めた、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第63号）が、平成23年5月20日付けで公布、同日施行（ただし、改正後の附則第2項の規定中第11条第2項に係る部分は、平成23年3月11日から適用）されたことについて、各都道府県、政令市及び特別区の衛生主管部（局）長あてに通知したので、本会あてに、狂犬病予防業務の推進について連携方、協力を求めるとともに、本会会員への周知等について依頼されたものです。

記

#### 1 概 要

東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）に規定される期間（4月～6月）に、狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者（「犬の所有者等」という。）について、その事情が消滅した後、速やかに注射を受けさせたときは、規定の期間内に注射を受けさせたもの

とみなすこととする特例を設けるもの。

なお、本特例は、平成23年12月31日までの間の措置。

#### 2 施行期日

公布の日（平成23年5月20日）

#### 3 施行上の留意点

本特例は、予防注射の接種時期の緩和であり、接種自体が免除されるものではない。

被災者であっても、犬に狂犬病の予防注射を受けさせることが明らかに可能な者は対象とならない。

健感発0520第2号  
平成23年5月20日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について

貴会におかれましては、日頃から狂犬病予防対策への格段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第63号）が本日公布され、別添のとおり、各都道府県、政令市及び特別区の衛生主管部（局）長あてに通知しましたので、貴会におかれましても狂犬病予防業務の推進について連携方ご協力いただくとともに、貴会会員への周知等について、特段の御配慮をお願い致します。

なお、財団法人日本動物愛護協会、社団法人日本動物福祉協会、社団法人日本愛玩動物協会に対しても周知等について協力依頼をしていることを申し添えます。

【別 添】

写

健感発0520第2号  
平成23年5月20日

各 (都道府県)  
政令市 衛生主管部(局)長 殿  
特別区

厚生労働省健康局結核感染症課長

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行  
について (施行通知)

狂犬病予防対策について、日頃よりご尽力いただき感謝申し上げます。

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第63号)が公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。

記

1 改正の概要

平成23年12月31日までの間、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)に規定する期間内に狂犬病の予防接種を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者(以下「犬の所有者等」という。)について、その事情が消滅した後速やかにその犬に狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該規定に定める期間内に注射を受けさせたものとみなすこととしたこと。

2 施行期日

公布の日から施行する。ただし、改正後の附則第2項の規定中第11条第2項に係る部分は、平成23年3月11日から適用する。

3 留意事項

(1) 本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の東日本大震災を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種自体を不要とするものではないこと。

(2) 犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を

受けさせるよう指導すること。

(3) 「やむを得ない事情」については、当該犬の所有者等の個別の事情が参酌されるべきものであるが、当該震災の被災者であっても、注射を受けさせることが明らかに可能と思われる者は本改正による特例措置の対象に含まれないことから、本則に沿った接種が行われるよう、その指導等に当たっては留意すること。

(参 考)

○厚生労働省令第63号

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第1項の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成23年5月20日  
厚生労働大臣 細川律夫

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

2 平成23年12月31日までの間、東日本大震災(同年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生によるやむを得ない事情により、第11条第1項又は第2項(これらの規定を同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項の規定中第11条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係る部分は、平成23年3月11日から適用する。

犬の狂犬病予防注射の接種時期の特例について  
(東日本大震災関係)

健康局結核感染症課

- 犬の狂犬病予防注射については、狂犬病予防法に基づき、犬の所有者は、年1回（基本的に4月～6月）、犬に受けさせなければならない。
- 今回の特例措置は、東日本大震災によるやむを得ない事情により、犬に狂犬病の予防注射を受けさせることができない犬の所有者等について、予防注射の接種時期の緩和を行うもの。

